

※ すべての金額は税込みの金額です。
 ※ 全ての料金には実費が別途かかります。
 ※ 着手金・報酬金額は、事件の内容、難易により増減を協議することがあります。

初回相談は無料です。

不明な点、心配な点は遠慮なくご質問ください。

令和6年1月18日 現在

相続手続・遺産分割協議書作成・遺言書作成に関する 行政書士 報酬

提供するサービスプラン		サポートの内容	サポート料金	備考
1	相談料	相続・遺産分割・遺言書作成についてのご相談	初回、無料 2回目以降 5,500円/30分 以後、15分毎に2,750円加算	※遺言書作成に関する相談は、遺言者ご本人の相談をお願いしています。
2	相続に関する各種調査	(1) 戸籍収集をして相続人を確定します。 (2) 必要に応じて、法定相続情報を作成します。 (3) 財産の調査をして遺産目録を作成します。	【基本報酬】 55,000円より ※相続人の人数、遺産の規模によって増減いたします。詳しくは、面談時にご説明いたします。	※別途調査実費がかかります。
3	遺言書作成	①あなたの想いが最大限実現できるように遺言書原案の作成をお手伝いします。 ②ご要望に応じて遺言執行者もお引き受けいたします。	【基本報酬】 110,000円より ※相続人の人数、財産の規模によって増減することがあります。	【2 相続に関する各種調査】を含みます。
	公正証書遺言や自筆証書遺言保管制度の利用	(1) 遺言書を公正証書で作成するお手伝いをします。 (2) 自筆証書遺言を法務局にて保管する制度を利用するお手伝いをすることも可能です。	上記基本報酬に22,000円を加算します。	(1) 遺言を公正証書で作成する場合は、別途公証人の手数料がかかります。 なお、遺言公正証書作成時に必要な証人2名は、当事務所から提供します(無料)。 (2) 自筆証書遺言保管制度の手続のためには、ご自身の出頭が必要ですが、行政書士が付添います。
4	遺産分割協議書の作成	相続人間でまとまった遺産分割協議を书面化します。	【基本報酬】 110,000円より ※相続人の人数、財産の規模によって増減することがあります。	【2 相続に関する各種調査】を含みます。

その他の弁護士費用・行政書士費用についてはこちらをご覧ください。

